

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条、第三十八条の六第一項、第三十八条の二十四第二項及び第三項並びに第三十八条の三十一第四項及び第六項の規定に基づき、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後				改 正 前			
第二章 送信設備 第一節 通則 （人体にばく露される電波の許容値） 第十四条の二 人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。 一 「略」				第二章 送信設備 第一節 通則 （人体にばく露される電波の許容値） 第十四条の二 「同上」 一 「同上」			
(1) 「略」	無線局	周波数帯	測定項目	許容値	(1) 「同上」	無線局	周波数帯
			「略」	「略」			
(2) 携帯無線通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	六MHzを超え一〇MHz以下	人体（側頭部及び両手を除く。）の体表の任意の四平方センチメートルにおける入射電力密度（任意の六分間に通過する六分間で除して得た値をいう。）以下同じ。	人体（側頭部及び両手を除く。）の体表の任意の四平方センチメートルにおける入射電力密度（任意の六分間に通過する六分間で除して得た値をいう。）又は吸収電力密度（任意の六分間に通過して人体内で吸収されるエネルギーを六分間で除して得た値をいう。）	毎平方センチメートル以下 二ミリワット以下	(2) 携帯無線通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	六MHzを超え三〇MHz以下	人体（側頭部及び両手を除く。）の体表の任意の四平方センチメートルにおける入射電力密度（任意の六分間に通過する六分間で除して得た値をいう。）以下同じ。

〔二 略〕
〔三 略〕

- 2 人体側頭部にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。
- 一 無線局の無線設備（携帯して使用するために開設する無線局のものであつて、人体側頭部に近接した状態において電波を送信するものに限る。）から人体側頭部にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 前項の表(1)に掲げる無線局のうち、この放送情報が電話（音響伝送を含む。）以下同	一〇〇MHz以上六MHz以下	人体側頭部に おける比吸収率	毎平方センチメートル以下 二ワット

(3) 〔略〕	〔略〕	人体（側頭部及び両手を除く。）の体表の任意部分における入射電力密度	以下同 じ。）
〔略〕	一〇〇MHz以上三〇MHz以下	人体（側頭部及び両手を除く。）の体表の任意部分における入射電力密度	毎平方センチメートル以下 二ワット
〔略〕	一〇〇MHz以上三〇MHz以下	人体（側頭部及び両手を除く。）の体表の任意部分における入射電力密度	毎平方センチメートル以下 二ワット
〔略〕	一〇〇MHz以上三〇MHz以下	人体（側頭部及び両手を除く。）の体表の任意部分における入射電力密度	毎平方センチメートル以下 二ワット

〔二 同上〕
〔三 同上〕

- 2 〔同上〕
一 〔同上〕

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 前項の表(1)に掲げる無線局のうち、この放送情報が電話（音響伝送を含む。）以下同	一〇〇MHz以上六MHz以下	人体側頭部に おける比吸収率	毎平方センチメートル以下 二ワット

(3) 〔同上〕	〔同上〕	人体（側頭部及び両手を除く。）の体表の任意部分における入射電力密度	以下同 じ。）
〔同上〕	一〇〇MHz以上三〇MHz以下	人体（側頭部及び両手を除く。）の体表の任意部分における入射電力密度	毎平方センチメートル以下 二ワット
〔同上〕	一〇〇MHz以上三〇MHz以下	人体（側頭部及び両手を除く。）の体表の任意部分における入射電力密度	毎平方センチメートル以下 二ワット
〔同上〕	一〇〇MHz以上三〇MHz以下	人体（側頭部及び両手を除く。）の体表の任意部分における入射電力密度	毎平方センチメートル以下 二ワット

5 第一項及び第二項に規定する吸収電力密度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。	〔三 略〕 〔三 略〕 〔三 略〕 〔三 略〕	〔二 略〕 〔三 略〕 〔三 略〕 〔三 略〕	〔二 略〕 〔三 略〕 〔三 略〕 〔三 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	〔二 略〕 〔三 略〕 〔三 略〕 〔三 略〕	〔二 略〕 〔三 略〕 〔三 略〕 〔三 略〕	〔二 略〕 〔三 略〕 〔三 略〕 〔三 略〕

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 〔(1)・(2) 略〕 (3) 特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。 【表 別紙二 挿入】 〔注 15 23 略〕 24 入射電力密度又は吸収電力密度のいずれか一方の測定で足りる。 〔イ・ウ 略〕 〔11・12 略〕 別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係） 第一 〔略〕 〔注 1～9 略〕 10 5の欄は、次によること。 (1) (1)は、設備規則第14条の2第1項に規定する<u>人体にばく露される電波の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。 〔(2)～(6) 略〕 11 6の欄は、次によること。 〔(1)～(4) 略〕 (5) 設備規則第14条の2第1項に規定する<u>人体にばく露される電波の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合における無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線そ	別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一 〔同上〕 〔(1)・(2) 同上〕 (3) 特性試験 〔同上〕 ア 〔同上〕 【表 別紙一 挿入】 〔注 15 23 同上〕 〔新設〕 〔イ・ウ 同上〕 〔11・12 同上〕 別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一(1)関係） 第一 〔同左〕 〔注 1～9 同左〕 10 5の欄は、次によること。 (1) (1)は、設備規則第14条の2第1項に規定する<u>人体における比吸収率の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。 〔(2)～(6) 同左〕 11 6の欄は、次によること。 〔(1)～(4) 同左〕 (5) 設備規則第14条の2第1項に規定する<u>人体における比吸収率の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合における無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線その

他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の2第1項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計(通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。)を記載した資料を添付すること。 (6) 設備規則第14条の2第2項に規定する<u>人体頭部にばく露される電波の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。 〔(7)・(8) 略〕 〔12 略〕 〔第二 略〕 第三 〔略〕 〔注1～10 略〕 11 7の欄の添付図面の記載等は、次によること。 〔(1) 略〕 (2) <u>人体頭部にばく露される電波の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。 〔(3) 略〕 〔12 略〕 〔第四 略〕 第五 〔略〕 〔注1～14 略〕 15 9の欄は、次によること。 (1) (1)は、設備規則第14条の2第1項に規定する<u>人体にばく露される電波の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。 〔(2)～(6) 略〕 16 10の欄の添付図面の記載等は、次によること。 〔(1)・(2) 略〕 (3) 設備規則第14条の2第1項に規定する<u>人体にばく露される電波の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、送信空中線と人体と	他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の2第1項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計(通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。)を記載した資料を添付すること。 (6) 設備規則第14条の2第2項に規定する<u>人体頭部における比吸収率の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。 〔(7)・(8) 同左〕 〔12 同左〕 〔第二 同左〕 第三 〔同左〕 〔注1～10 同左〕 11 7の欄の添付図面の記載等は、次によること。 〔(1) 同左〕 (2) <u>人体頭部における比吸収率の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。 〔(3) 同左〕 〔12 同左〕 〔第四 同左〕 第五 〔同左〕 〔注1～14 同左〕 15 9の欄は、次によること。 (1) (1)は、設備規則第14条の2第1項に規定する<u>人体における比吸収率の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備である場合には、その旨を記載すること。 〔(2)～(6) 同左〕 16 10の欄の添付図面の記載等は、次によること。 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 設備規則第14条の2第1項に規定する<u>人体における比吸収率の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備については、当該無線設備を通常使用する場合における筐体について記した図面、送信空中線と人体と
---	--

との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合には、無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の2第1項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計(通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。)を記載した資料を添付すること。 (4) 設備規則第14条の2第2項に規定する<u>人体頭部にばく露される電波の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。 〔(5) 略〕 〔17 略〕 〔第六 略〕	の距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する場合には、無線設備と人体との位置関係について記した資料並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の2第1項の同一の筐体に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計(通信方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。)を記載した資料を添付すること。 (4) 設備規則第14条の2第2項に規定する<u>人体頭部における比吸収率の許容値</u>に関する技術基準に係る無線設備については、空中線その他の当該基準の測定に係るものの構造及び位置を記した図面を添付すること。 〔(5) 同左〕 〔17 同左〕 〔第六 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は社記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

置装信受		置装信送															置装 一				
〔略〕	送信速度	電力	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	ブレエンファシス特性	変調衝撃係数	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	入射電力密度	比吸収率	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数	二 試験項目		
〔略〕	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	電界強度測定器	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	三 測定器等		
〔略〕														〔略〕					備設線無の九の号一第項一第条二第		四 特定無線設備の種別
													備設線無の十の号一第項一第条二第								
													備設線無の一十の号一第項一第条二第								
													備設線無の二十の号一第項一第条二第								
													備設線無の二の二十の号一第項一第条二第								
													備設線無の三十の号一第項一第条二第								
													備設線無の四十の号一第項一第条二第								
													備設線無の五十の号一第項一第条二第								
													備設線無の号二第項一第条二第								
													備設線無の二の号二第項一第条二第								
													備設線無の号三第項一第条二第								
													備設線無の二の号三第項一第条二第								
													備設線無の二の号四第項一第条二第								
													備設線無の四の号四第項一第条二第								

		備設線無の五の号四第項一第条二第
		備設線無の六の号四第項一第条二第
		備設線無の二の六の号四第項一第条二第
		備設線無の三の六の号四第項一第条二第
		備設線無の四の六の号四第項一第条二第
		備設線無の七の号四第項一第条二第
		備設線無の号五第項一第条二第
		備設線無の号六第項一第条二第
		備設線無の二の号六第項一第条二第
		備設線無の二の二の号六第項一第条二第
		備設線無の三の号六第項一第条二第
		備設線無の号七第項一第条二第
		備設線無の号八第項一第条二第
		備設線無の号九第項一第条二第
		備設線無の二の号九第項一第条二第
		備設線無の三の号九第項一第条二第
		備設線無の四の号九第項一第条二第
		備設線無の号十第項一第条二第
		備設線無の二の号十第項一第条二第
		備設線無の三の号一十第項一第条二第
		備設線無の四の号一十第項一第条二第
		備設線無の五の号一十第項一第条二第
		備設線無の六の号一十第項一第条二第
		備設線無の二の六の号一十第項一第条二第
		備設線無の三の六の号一十第項一第条二第
		備設線無の四の六の号一十第項一第条二第
		備設線無の五の六の号一十第項一第条二第
		備設線無の七の号一十第項一第条二第

		備設線無の八の号一十第項一第条二第	
		備設線無の二の八の号一十第項一第条二第	
		備設線無の九の号一十第項一第条二第	
		備設線無の十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の二の十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の三の十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の四の十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の五の十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の一十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の二十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の三十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の四十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の五十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の六十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の七十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の八十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の九十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の二の九十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の三の九十の号一十第項一第条二第	
		備設線無の十二の号一十第項一第条二第	
		備設線無の二の十二の号一十第項一第条二第	
		備設線無の三の十二の号一十第項一第条二第	
		備設線無の四の十二の号一十第項一第条二第	
		備設線無の五の十二の号一十第項一第条二第	
		備設線無の六の十二の号一十第項一第条二第	
		備設線無の一十二の号一十第項一第条二第	
		備設線無の二の一十二の号一十第項一第条二第	
		備設線無の二十二の号一十第項一第条二第	

		備設線無の三十二の号一十第項一第条二第
		備設線無の四十二の号一十第項一第条二第
		備設線無の五十二の号一十第項一第条二第
		備設線無の六十二の号一十第項一第条二第
		備設線無の七十二の号一十第項一第条二第
		備設線無の八十二の号一十第項一第条二第
		備設線無の九十二の号一十第項一第条二第
		備設線無の十三の号一十第項一第条二第
		備設線無の一十三の号一十第項一第条二第
		備設線無の二十三の号一十第項一第条二第
		備設線無の三十三の号一十第項一第条二第
		備設線無の四十三の号一十第項一第条二第
		備設線無の号二十第項一第条二第
		備設線無の号三十第項一第条二第
		備設線無の号四十第項一第条二第
		備設線無の二の号四十第項一第条二第
		備設線無の号五十第項一第条二第
		備設線無の二の号五十第項一第条二第
		備設線無の三の号五十第項一第条二第
		備設線無の号六十第項一第条二第
		備設線無の号七十第項一第条二第
		備設線無の号八十第項一第条二第
		備設線無の号九十第項一第条二第
		備設線無の二の号九十第項一第条二第
		備設線無の二の二の号九十第項一第条二第
		備設線無の三の二の号九十第項一第条二第
		備設線無の三の号九十第項一第条二第
		備設線無の四の号九十第項一第条二第

	注 13○	備設線無の二の四の号九十第項一第条二第	
	注 13○	備設線無の三の四の号九十第項一第条二第	
		備設線無の五の号九十第項一第条二第	
		備設線無の六の号九十第項一第条二第	
		備設線無の七の号九十第項一第条二第	
		備設線無の八の号九十第項一第条二第	
		備設線無の九の号九十第項一第条二第	
		備設線無の十の号九十第項一第条二第	
		備設線無の十一の号九十第項一第条二第	
		備設線無の二の号十二第項一第条二第	
		備設線無の三の号十二第項一第条二第	
		備設線無の四の号十二第項一第条二第	
		備設線無の号一十二第項一第条二第	
		備設線無の二の号一十二第項一第条二第	
		備設線無の三の号一十二第項一第条二第	
		備設線無の号二十二第項一第条二第	
		備設線無の号三十二第項一第条二第	
		備設線無の二の号三十二第項一第条二第	
		備設線無の三の号三十二第項一第条二第	
		備設線無の号四十二第項一第条二第	
		備設線無の号五十二第項一第条二第	
		備設線無の二の号五十二第項一第条二第	
		備設線無の三の号五十二第項一第条二第	
		備設線無の四の号五十二第項一第条二第	
		備設線無の五の号五十二第項一第条二第	
		備設線無の六の号五十二第項一第条二第	
		備設線無の号六十二第項一第条二第	
		備設線無の号七十二第項一第条二第	

		備設線無の号八十二第項一第条二第	
		備設線無の二の号八十二第項一第条二第	
		備設線無の二の二の号八十二第項一第条二第	
		備設線無の三の二の号八十二第項一第条二第	
		備設線無の四の二の号八十二第項一第条二第	
		備設線無の五の二の号八十二第項一第条二第	
		備設線無の六の二の号八十二第項一第条二第	
		備設線無の三の号八十二第項一第条二第	
		備設線無の四の号八十二第項一第条二第	
		備設線無の号九十二第項一第条二第	
		備設線無の二の号九十二第項一第条二第	
		備設線無の号十三第項一第条二第	
		備設線無の二の号十三第項一第条二第	
		備設線無の三の号十三第項一第条二第	
		備設線無の四の号十三第項一第条二第	
		備設線無の号一十三第項一第条二第	
		備設線無の二の号一十三第項一第条二第	
		備設線無の三の号一十三第項一第条二第	
		備設線無の四の号一十三第項一第条二第	
		備設線無の五の号一十三第項一第条二第	
		備設線無の号二十三第項一第条二第	
		備設線無の号三十三第項一第条二第	
		備設線無の二の号三十三第項一第条二第	
		備設線無の号八十三第項一第条二第	
		備設線無の号九十三第項一第条二第	
		備設線無の号十四第項一第条二第	
		備設線無の号一十四第項一第条二第	
		備設線無の号二十四第項一第条二第	

		備設線無の号三十四第項―第条二第	
		備設線無の号四十四第項―第条二第	
		備設線無の号六十四第項―第条二第	
		備設線無の号七十四第項―第条二第	
		備設線無の二の号七十四第項―第条二第	
	注 13	備設線無の三の号七十四第項―第条二第	
	注 13	備設線無の四の号七十四第項―第条二第	
		備設線無の号八十四第項―第条二第	
		備設線無の号九十四第項―第条二第	
		備設線無の号一十五第項―第条二第	
		備設線無の二の号二十五第項―第条二第	
		備設線無の三の号二十五第項―第条二第	
		備設線無の号三十五第項―第条二第	
		備設線無の号四十五第項―第条二第	
		備設線無の二の号四十五第項―第条二第	
		備設線無の三の号四十五第項―第条二第	
		備設線無の四の号四十五第項―第条二第	
		備設線無の五の号四十五第項―第条二第	
		備設線無の六の号四十五第項―第条二第	
		備設線無の号七十五第項―第条二第	
		備設線無の二の号七十五第項―第条二第	
		備設線無の三の号七十五第項―第条二第	
		備設線無の四の号七十五第項―第条二第	
		備設線無の号八十五第項―第条二第	
		備設線無の号九十五第項―第条二第	
		備設線無の号一十六第項―第条二第	
		備設線無の二の号一十六第項―第条二第	

		備設線無の号二十六第項一第条二第	
		備設線無の二の号二十六第項一第条二第	
		備設線無の号三十六第項一第条二第	
		備設線無の号四十六第項一第条二第	
		備設線無の号五十六第項一第条二第	
		備設線無の号六十六第項一第条二第	
		備設線無の号七十六第項一第条二第	
		備設線無の号八十六第項一第条二第	
		備設線無の号九十六第項一第条二第	
		備設線無の号一十七第項一第条二第	
		備設線無の号一十七第項一第条二第	
		備設線無の号二十七第項一第条二第	
		備設線無の号三十七第項一第条二第	
		備設線無の号四十七第項一第条二第	
		備設線無の号五十七第項一第条二第	
		備設線無の号六十七第項一第条二第	
		備設線無の号七十七第項一第条二第	
		備設線無の号八十七第項一第条二第	
		備設線無の号九十七第項一第条二第	
		備設線無の号一十八第項一第条二第	
		備設線無の号一十八第項一第条二第	

置装信受		置装信送														置装 一										
〔略〕	送信速度	電力	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	ブレエンファシス特性	変調衝撃係数	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	吸収電力密度	入射電力密度	比吸収率	空中線電力	強度	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数	二 試験項目					
〔略〕	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電界強度測定器	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	三 測定器等						
〔略〕														〔略〕										備設線無の九の号一第項一第条二第		四 特定無線設備の種別
																								備設線無の十の号一第項一第条二第		
																								備設線無の一十の号一第項一第条二第		
																								備設線無の二十の号一第項一第条二第		
																								備設線無の二の二十の号一第項一第条二第		
																								備設線無の三十の号一第項一第条二第		
																								備設線無の四十の号一第項一第条二第		
																								備設線無の五十の号一第項一第条二第		
																								備設線無の号二第項一第条二第		
																								備設線無の二の号二第項一第条二第		
																								備設線無の号三第項一第条二第		
																								備設線無の二の号三第項一第条二第		
																								備設線無の二の号四第項一第条二第		
																								備設線無の四の号四第項一第条二第		

			備設線無の五の号四第項一第条二第
			備設線無の六の号四第項一第条二第
			備設線無の二の六の号四第項一第条二第
			備設線無の三の六の号四第項一第条二第
			備設線無の四の六の号四第項一第条二第
			備設線無の七の号四第項一第条二第
			備設線無の号五第項一第条二第
			備設線無の号六第項一第条二第
			備設線無の二の号六第項一第条二第
			備設線無の二の二の号六第項一第条二第
			備設線無の三の号六第項一第条二第
			備設線無の号七第項一第条二第
			備設線無の号八第項一第条二第
			備設線無の号九第項一第条二第
			備設線無の二の号九第項一第条二第
			備設線無の三の号九第項一第条二第
			備設線無の四の号九第項一第条二第
			備設線無の号十第項一第条二第
			備設線無の二の号十第項一第条二第
			備設線無の三の号一十第項一第条二第
			備設線無の四の号一十第項一第条二第
			備設線無の五の号一十第項一第条二第
			備設線無の六の号一十第項一第条二第
			備設線無の二の六の号一十第項一第条二第
			備設線無の三の六の号一十第項一第条二第
			備設線無の四の六の号一十第項一第条二第
			備設線無の五の六の号一十第項一第条二第
			備設線無の七の号一十第項一第条二第

			備設線無の八の号一十第項一第条二第	
			備設線無の二の八の号一十第項一第条二第	
			備設線無の九の号一十第項一第条二第	
			備設線無の十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の二の十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の三の十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の四の十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の五の十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の一十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の二十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の三十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の四十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の五十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の六十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の七十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の八十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の九十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の二の九十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の三の九十の号一十第項一第条二第	
			備設線無の十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の二の十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の三の十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の四の十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の五の十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の六の十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の一十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の二の一十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の二十二の号一十第項一第条二第	

			備設線無の三十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の四十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の五十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の六十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の七十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の八十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の九十二の号一十第項一第条二第	
			備設線無の十三の号一十第項一第条二第	
			備設線無の一十三の号一十第項一第条二第	
			備設線無の二十三の号一十第項一第条二第	
			備設線無の三十三の号一十第項一第条二第	
			備設線無の四十三の号一十第項一第条二第	
			備設線無の号二十第項一第条二第	
			備設線無の号三十第項一第条二第	
			備設線無の号四十第項一第条二第	
			備設線無の二の号四十第項一第条二第	
			備設線無の号五十第項一第条二第	
			備設線無の二の号五十第項一第条二第	
			備設線無の三の号五十第項一第条二第	
			備設線無の号六十第項一第条二第	
			備設線無の号七十第項一第条二第	
			備設線無の号八十第項一第条二第	
			備設線無の号九十第項一第条二第	
			備設線無の二の号九十第項一第条二第	
			備設線無の二の二の号九十第項一第条二第	
			備設線無の三の二の号九十第項一第条二第	
		備設線無の三の号九十第項一第条二第		
		備設線無の四の号九十第項一第条二第		

		注 13○	備設線無の二の四の号九十第項一第条二第	
		注 13○	備設線無の三の四の号九十第項一第条二第	
			備設線無の五の号九十第項一第条二第	
			備設線無の六の号九十第項一第条二第	
			備設線無の七の号九十第項一第条二第	
			備設線無の八の号九十第項一第条二第	
			備設線無の九の号九十第項一第条二第	
			備設線無の十の号九十第項一第条二第	
			備設線無の十一の号九十第項一第条二第	
			備設線無の二の号十二第項一第条二第	
			備設線無の三の号十二第項一第条二第	
			備設線無の四の号十二第項一第条二第	
			備設線無の号一十二第項一第条二第	
			備設線無の二の号一十二第項一第条二第	
			備設線無の三の号一十二第項一第条二第	
			備設線無の号二十二第項一第条二第	
			備設線無の号三十二第項一第条二第	
			備設線無の二の号三十二第項一第条二第	
			備設線無の三の号三十二第項一第条二第	
			備設線無の号四十二第項一第条二第	
			備設線無の号五十二第項一第条二第	
			備設線無の二の号五十二第項一第条二第	
			備設線無の三の号五十二第項一第条二第	
			備設線無の四の号五十二第項一第条二第	
			備設線無の五の号五十二第項一第条二第	
			備設線無の六の号五十二第項一第条二第	
			備設線無の号六十二第項一第条二第	
			備設線無の号七十二第項一第条二第	

			備設線無の号八十二第項一第条二第	
			備設線無の二の号八十二第項一第条二第	
			備設線無の二の二の号八十二第項一第条二第	
			備設線無の三の二の号八十二第項一第条二第	
			備設線無の四の二の号八十二第項一第条二第	
			備設線無の五の二の号八十二第項一第条二第	
			備設線無の六の二の号八十二第項一第条二第	
			備設線無の三の号八十二第項一第条二第	
			備設線無の四の号八十二第項一第条二第	
			備設線無の号九十二第項一第条二第	
			備設線無の二の号九十二第項一第条二第	
			備設線無の号十三第項一第条二第	
			備設線無の二の号十三第項一第条二第	
			備設線無の三の号十三第項一第条二第	
			備設線無の四の号十三第項一第条二第	
			備設線無の号一十三第項一第条二第	
			備設線無の二の号一十三第項一第条二第	
			備設線無の三の号一十三第項一第条二第	
			備設線無の四の号一十三第項一第条二第	
			備設線無の五の号一十三第項一第条二第	
			備設線無の号二十三第項一第条二第	
			備設線無の号三十三第項一第条二第	
			備設線無の二の号三十三第項一第条二第	
			備設線無の号八十三第項一第条二第	
			備設線無の号九十三第項一第条二第	
			備設線無の号十四第項一第条二第	
			備設線無の号一十四第項一第条二第	
			備設線無の号二十四第項一第条二第	

			備設線無の号三十四第項一第条二第	
			備設線無の号四十四第項一第条二第	
			備設線無の号六十四第項一第条二第	
			備設線無の号七十四第項一第条二第	
			備設線無の二の号七十四第項一第条二第	
	注 13 注 24	注 13 注 24	備設線無の三の号七十四第項一第条二第	
	注 13 注 24	注 13 注 24	備設線無の四の号七十四第項一第条二第	
			備設線無の号八十四第項一第条二第	
			備設線無の号九十四第項一第条二第	
			備設線無の号一十五第項一第条二第	
			備設線無の二の号二十五第項一第条二第	
			備設線無の三の号二十五第項一第条二第	
			備設線無の号三十五第項一第条二第	
			備設線無の号四十五第項一第条二第	
			備設線無の二の号四十五第項一第条二第	
			備設線無の三の号四十五第項一第条二第	
			備設線無の四の号四十五第項一第条二第	
			備設線無の五の号四十五第項一第条二第	
			備設線無の六の号四十五第項一第条二第	
			備設線無の号七十五第項一第条二第	
			備設線無の二の号七十五第項一第条二第	
			備設線無の三の号七十五第項一第条二第	
			備設線無の四の号七十五第項一第条二第	
			備設線無の号八十五第項一第条二第	
			備設線無の号九十五第項一第条二第	

			備設線無の号十六第項一第条二第	
			備設線無の号一十六第項一第条二第	
			備設線無の二の号一十六第項一第条二第	
			備設線無の号二十六第項一第条二第	
			備設線無の二の号二十六第項一第条二第	
			備設線無の号三十六第項一第条二第	
			備設線無の号四十六第項一第条二第	
			備設線無の号五十六第項一第条二第	
			備設線無の号六十六第項一第条二第	
			備設線無の号七十六第項一第条二第	
			備設線無の号八十六第項一第条二第	
			備設線無の号九十六第項一第条二第	
			備設線無の号十七第項一第条二第	
			備設線無の号一十七第項一第条二第	
			備設線無の号二十七第項一第条二第	
			備設線無の号三十七第項一第条二第	
			備設線無の号四十七第項一第条二第	
			備設線無の号五十七第項一第条二第	
			備設線無の号六十七第項一第条二第	
			備設線無の号七十七第項一第条二第	
			備設線無の号八十七第項一第条二第	
			備設線無の号九十七第項一第条二第	
			備設線無の号十八第項一第条二第	
			備設線無の号一十八第項一第条二第	

○ 総務省告示第 号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前																								
1 特性試験の試験方法のうち、スプレッドス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項に定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。 <table><tr><th>無線設備の種別</th><th>表</th></tr><tr><td>一〜二十五 〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>二十六 証明規則第二条第一項第八号に掲げる無線設備</td><td>別表第二十二 別表第九十二</td></tr><tr><td>二十七〜五十二 〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>五十三 証明規則第二条第一項第十一号の三十二に掲げる無線設備</td><td>別表第八十九 別表第九十二</td></tr><tr><td>五十四〜百三十二 〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr></table> 〔2・3 略〕 〔別表第一～別表第九十一 略〕 別表第九十二 入射電力密度又は吸収電力密度の測定方法 一 入射電力密度又は吸収電力密度 設備規則第十四条の二第四項に定める方法により入射電力密度を求める。 設備規則における測定項目として吸収電力密度が定められている無線設備については、吸収電力密度に対応するものとして定められている周波数帯に限り、設備規則第十四条の二第五項に定める方法により吸収電力密度を求めることで、入射電力密度の測定に代えることができる。 二 総合照射比 設備規則において総合照射比の許容値が定められている無線設備については、設備規則第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号に定める方法により総合照射比を求める。	無線設備の種別	表	一〜二十五 〔略〕	〔略〕	二十六 証明規則第二条第一項第八号に掲げる無線設備	別表第二十二 別表第九十二	二十七〜五十二 〔略〕	〔略〕	五十三 証明規則第二条第一項第十一号の三十二に掲げる無線設備	別表第八十九 別表第九十二	五十四〜百三十二 〔略〕	〔略〕	1 〔同上〕 <table><tr><th>無線設備の種別</th><th>表</th></tr><tr><td>一〜二十五 〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr><tr><td>二十六 証明規則第二条第一項第八号に掲げる無線設備</td><td>別表第二十二</td></tr><tr><td>二十七〜五十二 〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr><tr><td>五十三 証明規則第二条第一項第十一号の三十二に掲げる無線設備</td><td>別表第八十九</td></tr><tr><td>五十四〜百三十二 〔同上〕</td><td>〔同上〕</td></tr></table> 〔2・3 同上〕 〔別表第一～別表第九十一 同左〕 〔新設〕	無線設備の種別	表	一〜二十五 〔同上〕	〔同上〕	二十六 証明規則第二条第一項第八号に掲げる無線設備	別表第二十二	二十七〜五十二 〔同上〕	〔同上〕	五十三 証明規則第二条第一項第十一号の三十二に掲げる無線設備	別表第八十九	五十四〜百三十二 〔同上〕	〔同上〕
無線設備の種別	表																								
一〜二十五 〔略〕	〔略〕																								
二十六 証明規則第二条第一項第八号に掲げる無線設備	別表第二十二 別表第九十二																								
二十七〜五十二 〔略〕	〔略〕																								
五十三 証明規則第二条第一項第十一号の三十二に掲げる無線設備	別表第八十九 別表第九十二																								
五十四〜百三十二 〔略〕	〔略〕																								
無線設備の種別	表																								
一〜二十五 〔同上〕	〔同上〕																								
二十六 証明規則第二条第一項第八号に掲げる無線設備	別表第二十二																								
二十七〜五十二 〔同上〕	〔同上〕																								
五十三 証明規則第二条第一項第十一号の三十二に掲げる無線設備	別表第八十九																								
五十四〜百三十二 〔同上〕	〔同上〕																								
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。																									

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前														
[1・2 略] 3 無線設備等 [一・一の二 略] 二 電気的特性 <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[1～19 略]</td></tr> <tr> <td>20 入射電力密度</td><td>令和元年総務省告示第 33 号（人体（両手を除く。）における入射電力密度の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における入射電力密度を求める。</td></tr> <tr> <td>21 吸収電力密度</td><td>令和〇年総務省告示第〇号（人体（両手を除く。）における吸収電力密度の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における吸収電力密度を求める。</td></tr> </tbody> </table> [注 1～注 5 略] [三 略]	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	[1～19 略]		20 入射電力密度	令和元年総務省告示第 33 号（人体（両手を除く。）における入射電力密度の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における入射電力密度を求める。	21 吸収電力密度	令和〇年総務省告示第〇号（人体（両手を除く。）における吸収電力密度の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における吸収電力密度を求める。	[1・2 同左] 3 [同左] [一・一の二 同左] 二 [同左] <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[1～19 同左]</td></tr> <tr> <td>20 入射電力密度</td><td>令和元年総務省告示第 33 号（人体（両手を除く。）における入射電力密度の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における入射電力密度を求める。</td></tr> </tbody> </table> [注 1～注 5 同左] [三 同左]	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	[1～19 同左]		20 入射電力密度	令和元年総務省告示第 33 号（人体（両手を除く。）における入射電力密度の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における入射電力密度を求める。
点検の項目	具体的な点検の実施方法等														
[1～19 略]															
20 入射電力密度	令和元年総務省告示第 33 号（人体（両手を除く。）における入射電力密度の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における入射電力密度を求める。														
21 吸収電力密度	令和〇年総務省告示第〇号（人体（両手を除く。）における吸収電力密度の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における吸収電力密度を求める。														
点検の項目	具体的な点検の実施方法等														
[1～19 同左]															
20 入射電力密度	令和元年総務省告示第 33 号（人体（両手を除く。）における入射電力密度の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における入射電力密度を求める。														
備考 表中 [] の記載は任意である。															

○ 総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）別表第五号第三の二注 1 及び別表第七号第三の二注 1 の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百八十一号（登録検査等事業者等規則別表第五号第三の二注 1 及び別表第七号第三の二注 1 の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
一 検査の実施項目		一 検査の実施項目	
検査の項目	備考	検査の項目	備考
電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十一条の四第一項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。	電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十一条の三第一項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。
二 点検の実施項目		二 点検の実施項目	
点検の項目	備考	点検の項目	備考
電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十一条の四第二項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。	電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十一条の三第一項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
人体（両手を除く。）における入射電力密度	設備規則第十四条の二第二項又は第二項に規定する無線局の無線設備に限る。	人体（両手を除く。）における入射電力密度	設備規則第十四条の二第二項又は第二項に規定する無線局の無線設備に限る。
人体（両手を除く。）における吸収電力密度	設備規則第十四条の二第二項又は第二項に規定する無線局の無線設備に限る。		
備考 表中の「 」の記載は注記である。			

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第三号及び第二項第三号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（総務大臣が別に告示する無線設備）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																
「一 略」 二 設備規則第十四条の二第二項第三号及び第二項第三号の総務大臣が別に告示する無線設備は、その発射する電波について、六分間平均での当該電波の平均電力が、次の表の上欄に掲げる周波数帯の区分に応じ、同表の下欄に掲げる平均電力のしきい値以下のものとする。ただし、無線局の無線設備又は当該無線設備と同一の筐体に収められた他の無線設備（前項に掲げる無線設備に限る。）が同時に複数の電波を発射する機能を有する場合にあつては、それぞれの発射する電波について、六分間平均での当該電波の平均電力を、次の表の上欄に掲げる周波数帯の区分に応じ、同表の下欄に掲げる平均電力のしきい値で除したものの総和が一以下のものとする。 <table><tr><th>周波数帯</th><th>平均電力のしきい値</th></tr><tr><td>「略」</td><td>「略」</td></tr><tr><td>「略」</td><td>「略」</td></tr><tr><td>三〇 GHz を超え三〇〇 GHz 以下</td><td>四ミリワット</td></tr></table>	周波数帯	平均電力のしきい値	「略」	「略」	「略」	「略」	三〇 GHz を超え三〇〇 GHz 以下	四ミリワット	「一 同上」 二 「同上」 <table><tr><th>周波数帯</th><th>平均電力のしきい値</th></tr><tr><td>「同上」</td><td>「同上」</td></tr><tr><td>「同上」</td><td>「同上」</td></tr><tr><td>「同上」</td><td>二ミリワット</td></tr></table>	周波数帯	平均電力のしきい値	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	二ミリワット
周波数帯	平均電力のしきい値																
「略」	「略」																
「略」	「略」																
三〇 GHz を超え三〇〇 GHz 以下	四ミリワット																
周波数帯	平均電力のしきい値																
「同上」	「同上」																
「同上」	「同上」																
「同上」	二ミリワット																
備考 表中の「」の記載は注記である。																	

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十二号（総務大臣が別に告示する総合照射比の算出方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一 電波が人体（側頭部及び両手を除く。）にはく露する場合の総合照射比の算出方法 無線設備規則（以下「設備規則」という。）第十四条の二第一項第一号の表（以下この項において「同表」という。）の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる周波数帯の区分に応じた同表の第三欄に掲げる測定項目が人体（側頭部及び両手を除く。）に係るもの場合は、次の(一)から(三)までのいずれかの手順により、複数帯域同時送信時（一又は同一の筐体に収められた複数の無線設備が、複数の送信周波数帯を用いて同時に送信することをいう。以下同じ。）における総合照射比を算出すること。 (一) 略 (二) 手順二 ア 略 イ 複数帯域同時送信時において同時に送信される複数の送信周波数帯それぞれについて、同表の第二欄に掲げる周波数帯の区分に応じた同表の第三欄に掲げる測定項目が<u>入射電力密度又は吸収電力密度</u>の場合は、<u>入射電力密度又は吸収電力密度</u>の空間的な分布を測定し、その値を基に得られた送信周波数帯に係る試験条件以外を同じくする照射比の空間的な分布を足し合わせる。 ウ・エ 略 (三) 手順三 ア 略 イ 複数帯域同時送信時において同時に送信される複数の送信周波数帯それぞれについて、同表の第二欄に掲げる周波数帯の区分に応じた同表の第三欄に掲げる測定項目が<u>入射電力密度又は吸収電力密度</u>の場合は、<u>入射電力密度又は吸収電力密度</u>の空間的な分布を測定し、その値を基に得られた送信周波数帯に係る試験条件以外を同じくする照射比の空間的な分布を足し合わせる。 ウ 略 二 電波が人体側頭部にばく露する場合の総合照射比の算出方法 設備規則第十四条の二第二項第一号の表（以下この項において「同表」という。）の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる周波数帯の区分に応じた同表の第三欄に掲げる測定項目が人体側頭部に係るもの場合は、次の(一)から(三)までのいずれかの手順により、複数帯域同時送信時における総合照射比を算出すること。ただし、複数帯域同時送信時において、同時に送信される複数の送信周波数帯のうち、送信される周波数帯が三〇GHzを超えるものがある場合は、三〇GHzを超える周波数帯にかかる照射比を求める際、設備規則第十四条の二第一項第二号の表を「同表」と読み替えるとともに、同表の第三欄に掲げる測定項目を「人体側頭部の任意の体表面一平方センチメートルにおける入射電力密度」とする。 (一) 略 (二) 手順二 ア 略 イ 複数帯域同時送信時において同時に送信される複数の送信周波数帯それぞれについて、同表の第二欄に掲げる周波数帯の区分に応じた同表の第三欄に掲げる測定項目が	一 「同上」 (一) 「同上」 (二) 「同上」 ア 「同上」 イ 複数帯域同時送信時において同時に送信される複数の送信周波数帯それぞれについて、同表の第二欄に掲げる周波数帯の区分に応じた同表の第三欄に掲げる測定項目が<u>入射電力密度</u>の場合は、<u>入射電力密度</u>の空間的な分布を測定し、その値を基に得られた送信周波数帯に係る試験条件以外を同じくする照射比の空間的な分布を足し合わせる。 ウ・エ 「同上」 (三) 「同上」 ア 「同上」 イ 複数帯域同時送信時において同時に送信される複数の送信周波数帯それぞれについて、同表の第二欄に掲げる周波数帯の区分に応じた同表の第三欄に掲げる測定項目が<u>入射電力密度</u>の場合は、<u>入射電力密度</u>の空間的な分布を測定し、その値を基に得られた送信周波数帯に係る試験条件以外を同じくする照射比の空間的な分布を足し合わせる。 ウ 「同上」 二 「同上」 (一) 「同上」 (二) 「同上」 ア 「同上」 イ 複数帯域同時送信時において同時に送信される複数の送信周波数帯それぞれについて、同表の第二欄に掲げる周波数帯の区分に応じた同表の第三欄に掲げる測定項目が

射電力密度又は吸収電力密度の場合は、入射電力密度又は吸収電力密度の空間的な分布を測定し、その値を基に得られた送信周波数帯に係る試験条件以外を同じくする照射比の空間的な分布を足し合わせる。 〔ウ・エ 略〕 (二) 手順三 〔ア 略〕 イ 複数帯域同時送信時において同時に送信される複数の送信周波数帯それぞれについて、同表の第二欄に掲げる周波数帯の区分に応じた同表の第三欄に掲げる測定項目が「入射電力密度又は吸収電力密度」の場合は、入射電力密度又は吸収電力密度の空間的な分布を測定し、その値を基に得られた送信周波数帯に係る試験条件以外を同じくする照射比の空間的な分布を足し合わせる。 〔ウ 略〕	射電力密度の場合は、入射電力密度の空間的な分布を測定し、その値を基に得られた送信周波数帯に係る試験条件以外を同じくする照射比の空間的な分布を足し合わせる。 〔ウ・エ 同上〕 (二) 〔同上〕 〔ア 同上〕 イ 複数帯域同時送信時において同時に送信される複数の送信周波数帯それぞれについて、同表の第二欄に掲げる周波数帯の区分に応じた同表の第三欄に掲げる測定項目が「入射電力密度」の場合は、入射電力密度の空間的な分布を測定し、その値を基に得られた送信周波数帯に係る試験条件以外を同じくする照射比の空間的な分布を足し合わせる。 〔ウ 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第五項の規定に基づき、人体（両手を除く。）における吸収電力密度の測定方法を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

一 この告示中における用語の意味は、次のとおりとする。

- 1 「平均化面積」とは、評価される電力密度を平均化する評価面（評価面は正方形とする。）の面積をいう。
- 2 「被測定機」とは、本告示に規定する手順に従い評価される機器をいう。
- 3 「ファントム」とは、実験的に吸収電力密度を推定するために用いられる擬似的な人体モデルをいう。
- 4 「ファントム外殻」とは、ファントムの外殻をいう。
- 5 「ファントム液剤」とは、ファントム外殻内に充填される液剤をいう。
- 6 「電界プローブ」とは、ファントム液剤中での電界強度を等方性かつ高空間分解能で測定する器具をいう。
- 7 「プローブ走査装置」とは、電界プローブをファントム外殻内の指定位置に三次元的に移動し、保持するための自動位置決め装置をいう。
- 8 「保持器」とは、被測定機を固定するための治具をいう。
- 9 「計測装置」とは、電界プローブ、増幅器、マイクロコンピュータなどで構成される装置であ

り、電界プローブによってファントム液剤中の電界強度を測定し、この測定値より局所比吸収率（以下「局所SAR」という。）や吸収電力密度を算出するものをいう。

10 「基地局シミュレータ」とは、被測定機の動作を電波によって制御するための装置をいう。

11 「浸透深さ」とは、損失がある半無限領域に平面電磁波が入射した場合に、入射表面での電界強度が1を自然対数の底で除したものに減衰する距離のことをいう。

12 「不確かさ」とは、ある量の測定値と真値との差を表す推定値をいい、平均誤差、確率誤差、標準偏差等で表したものをいう。

13 「拡張不確かさ」とは、測定の結果について、合理的に測定値に結び付けられ得る値の分布の九五パーセントを含むと期待される値の範囲を測定値に対する比率で表したものをいう。

二 人体（両手を除く。）における吸収電力密度の測定系の条件を別表一の示すとおりとする。

三 人体（両手を除く。）における吸収電力密度の測定手順を別表二の示すとおりとする。

四 人体（両手を除く。）における吸収電力密度の評価について別表三の示すとおりとする。

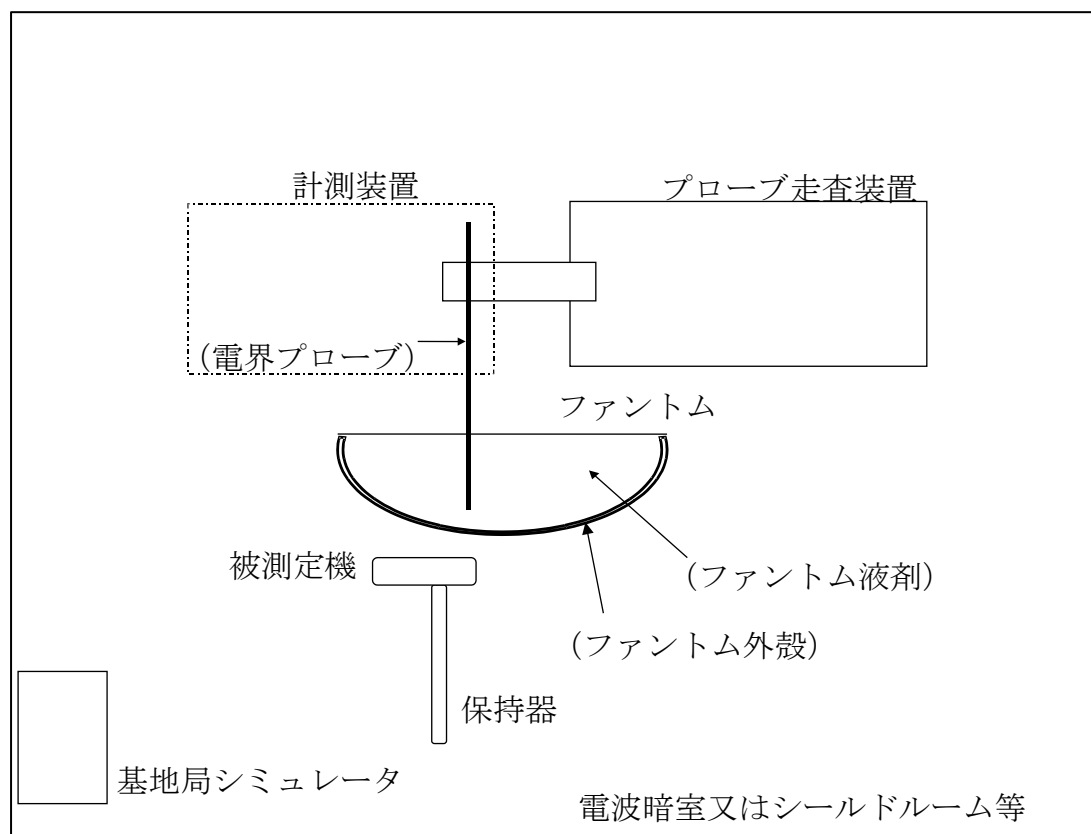
[別表一] 測定系の条件

一 基本構成等

測定系は、ファントム、計測装置、プローブ走査装置、被測定機の保持器及び基地局シミュレータから構成される。測定は、以下の環境条件で行うこと。

- 1 周囲の温度及びファントム液剤が 18℃ から 25℃ までの範囲にあること。
- 2 比吸収率（以下「SAR」という。）の測定を行っている間のファントム液剤の温度変化は、2℃ を超えず、かつ、ファントム液剤の電気的特性の温度による変動が 5 % 以内になるようにすること。
- 3 周囲雑音による影響が 8 g 平均局所 SAR で 0.012W/kg 以下であること。
- 4 基地局シミュレータなどの送信設備、床、位置決め装置等からの反射の影響が、8 g 平均局所 SAR で 0.012W/kg 以下とすること。反射の影響が 0.012W/kg を超える場合は、不確かさに追加すること。

図1 測定系の基本構成図



二 ファントム

1 概要

ファントムの大きさや形状は、IEC/IEEE 62209-1528 に規定されている頭部及び頸部を左右に 2 分割した形状の人体側頭部ファントム、又は平らな形状の人体（側頭部

及び両手を除く。) ファントムとする。なお、吸収電力密度の評価はファントム外殻の内面に対して行われる。

2 形状と寸法

(1) 人体側頭部

ファントム外殻の形状は、ファントム形状データに対して $\pm 0.2\text{mm}$ 未満の公差を保つこと。ファントム外殻の厚さは、耳及び周辺の延長部分を除き、被測定機の投影面のいかなる箇所においても、 $2 \pm 0.2\text{mm}$ であること。ただし、耳及び周辺の延長部分については、 $6 \pm 0.2\text{mm}$ であること。図2に記述する被測定機の位置決めが分かるようにファントム外殻の表面に耳の基準点 (RE (右耳), LE (左耳)) 及び口の基準点 (M) を示す印が付けられていること。

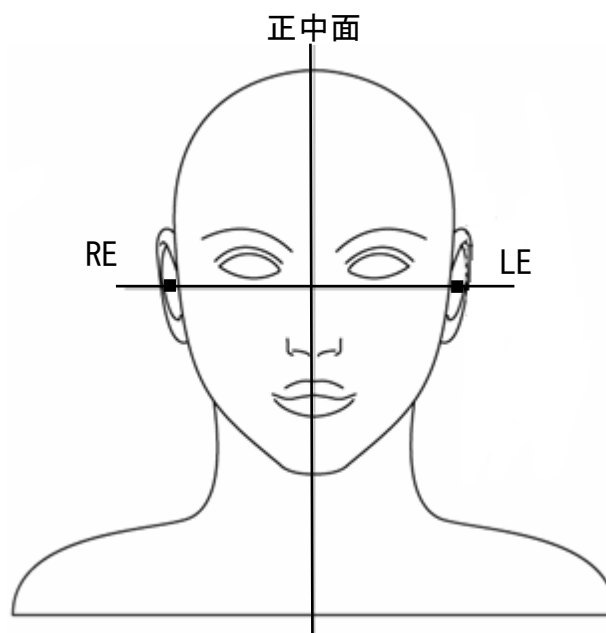
(2) 人体側頭部以外

人体 (側頭部及び両手を除く。) ファントム外殻の形状は、底面が平坦で上部が開いている楕円形の形状とする。ファントム外殻の底面の厚さは $2\text{mm} \pm 0.2\text{mm}$ 範囲内であること。ファントム液剤を充填した際、底面の中心におけるたわみを自由空間波長の1%未満とすること。

3 ファントム外殻材質

ファントム外殻材質の誘電正接は、0.05以下であること。ファントム外殻材質の複素比誘電率の実部は、3以上5以下であること。

図2 被測定機の位置決め基準点



4 ファントム液剤

ファントムに充填するファントム液剤の電気的特性は、次表に従うこと。表の数値間の値については、線形補間で求めること。

周波数 (MHz)	複素比誘電率の実部 ϵ_r'	導電率 σ (S/m)
6000	35.1	5.48
6500	34.5	6.07
7000	33.9	6.65
7500	33.3	7.24
8000	32.7	7.84
8500	32.1	8.46
9000	31.6	9.08
9500	31.0	9.71
10000	30.4	10.40

三 計測装置

SAR の最小検出限界値は、0.01W/kg 以下であること。最大検出限界値は、100W/kg より高いこと。電界プローブ検出部の保護カバーの外形寸法が $\lambda/3$ 以下であること。ここで λ はファントム液剤中の波長とする。

四 プローブ走査装置の技術的条件

- 1 ファントム外殻の内面上の吸収電力密度を算出するための3次元 SAR 分布の評価ができるように、電界プローブをファントム液剤内で走査可能であること。
- 2 測定範囲に対するプローブ先端の位置決めの精度は、 $\pm 0.2\text{mm}$ 以下であること。
- 3 位置決め分解能は、1mm 以下であること。

五 保持器

被測定機を別表二の一の3又は一の4に記述する位置に保持できること。誘電正接及び複素比誘電率の実部が、それぞれ0.05以下及び5以下の材質であること。

[別表二] 測定手順

一 測定系のセットアップ

1 一般事項

- (1) 人体側頭部ファントムのファントム液剤の深さは耳の基準点にて 15cm 以上になるように充填すること。
- (2) 人体（側頭部及び両手を除く。）ファントムのファントム液剤は、深さが 15cm 以上となるまでファントム外殻に充填すること。
- (3) 測定前にファントム液剤を慎重にかき混ぜ、気泡がないようにすること。一連の吸収電力密度測定前の 24 時間以内に、ファントム液剤の電気的特性を測定すること。連続して測定する場合は、2 日ごとにファントム液剤の電気的特性を測定すること。被測定機の試験が 48 時間を超える場合は、試験が終了する前にファントム液剤の電気的特性を確認すること。ファントム液剤の電気的特性を保証することができれば、それより少ない頻度でもよいが、その場合でも、測定の間隔は最長 1 週間とすること。
- (4) ファントム液剤の電気的特性の測定値は、別表一のファントム液剤の電気的特性の表で指定された値に対して許容偏差 $\pm 10\%$ の範囲内にあること。
- (5) SAR の算出には、測定した電気的特性を用いること。なお、測定に用いたファントム液剤の電気的特性と目標値との差を補正するため、IEC/IEEE 62209-1528 で定める方法で算出した SAR に補正を施すこと（電気的特性の測定値が別表一のファントム液剤の電気的特性の表で指定された値に対してその差が $\pm 5\%$ の範囲内にある場合は、補正を行わなくてよい。）。
- (6) 測定系及び各構成部分が条件どおりに正確に動作していることを確認するために簡易性能試験を実施すること。なお、詳細は IEC/IEEE 62209-1528 を参照すること。

2 被測定機

- (1) 測定に際して被測定機は、それ自身の内部送信機を使うこと。
- (2) アンテナ、バッテリー及び付属品は、被測定機の提供メーカーにより指定されたものであること。
- (3) バッテリーは、各測定前に完全に充電し、外部との接続がないこと。
- (4) 空中線電力及び周波数は、内部試験プログラム又は基地局シミュレータ等を

使って制御すること。

(5) 空中線電力は、最大出力値に設定すること。

(6) 送信動作は、擬似的なベースバンド信号等を用い、被測定機が行う通信方式の信号形式に従った連続送信とすること。

3 標準的な測定位置（人体側頭部の測定の場合）

被測定機の測定位置について、人体側頭部ファントムの左右両側に関しては、次に規定する2つの位置で測定すること。

(1) 頬の位置

図1(a)及び(b)に示す2直線（垂直中央線と水平線）を確認する。垂直中央線は、被測定機の前面の2つの点を通る線である。2つの点は、被測定機の受話部の高さでの幅 W_t の中央点と被測定機の底辺部の幅 W_b の中央点である。水平線は、被測定機の受話部の中央を通り垂直中央線に対し直交する。2つの線はA点で交差する。

ア 垂直中央線と水平線を、ファントムの正中面に平行に位置させ、かつ、A点がRE及びLEを結ぶ直線と交差するように被測定機を置くこと（図2(a)）。

イ A点をRE-LE間の線と合わせたまま、耳に接触するまで被測定機をファントムに向かって動かすこと（図2(b)）。

ウ 正中面と平行な面内に被測定機を保持しながら、A点を中心に両耳と口の三つの基準点（RE、LE及びM）を含む基準面に垂直中央線を合わせるように被測定機を回転させること（図2(a)）。

エ 基準面内に被測定機の垂直中央線を保ち、かつ、被測定機が耳に接触した状態で被測定機前面のいずれかの点が、ファントムの頬に接触するまで被測定機の底を動かすこと（図2(c)）。ただし、頬に接触する前に耳から離れた場合は、その位置で測定すること（図2(c)）。

(2) 傾斜の位置

ア (1)で規定する頬の位置に被測定機を置くこと（図2(c)）。

イ 被測定機の向きを変えずに、被測定機を参照面に対し平行に移動し、被測定機が15°回転できるまでファントムから十分に離すこと。

ウ (1)の基準面内に被測定機の垂直中央線を保ちながら、A点を中心点として頬の位置の状態から外側に15°の角度まで被測定機を回転させること。その状態を保ちながら耳に被測定機が接触するまで移動すること。ただし、被測定機の1

図 1 被測定機の一例

Figure 1 consists of two diagrams, (a) and (b), illustrating the geometry of a mobile phone for sound field analysis. Both diagrams show a handset with a receiver at the top and a speaker at the bottom. The receiver is labeled '受話部' (receiver) and the speaker is labeled 'スピーカー' (speaker). A horizontal line is drawn across the handset, labeled '水平線' (horizontal line). The width of the speaker is labeled $W/2$ and the width of the bottom edge of the handset is labeled W_b . Point A is marked on the speaker and point B is marked on the bottom edge. The diagrams are labeled (a) and (b) at the bottom.

4 標準的な測定位置（人体（側頭部及び両手を除く。）の測定の場合）

（１） 一般事項

ア 被測定機は、ファントム外殻下部に設置し、（２）に示す位置において SAR を測定すること。

イ 被測定機の大きさがファントム外殻の大きさを超える場合は、IEC/IEEE 62209-1528 で定める方法で測定すること。

（２） 測定位置

ア 被測定機の製造者等が取扱説明書等において、当該無線機器の使用方法を明示している場合には、当該明示された位置とする。使用方法が明示されていない場合は、被測定機の全ての面に対してファントム外殻下部に密着させたそれぞれの位置とする。

イ アにかかわらず、IEC/IEEE 62209-1528 で定める位置に準じることができる。

二 測定

1 一般条件

（１） 測定は、一の 3 又は一の 4 で規定した標準的な測定位置に対して、各動作帯域の中央付近の周波数を使って行うこと。

（２） 被測定機の全ての構成で（１）の試験を行うこと。

（３） 複数の送信モード機能又は複数の使用帯域を持つ被測定機を測定する場合には、各送信モード又は帯域について対応する最大送信出力で（１）の試験を行うこと。

（４） 送信周波数帯域幅が中心周波数の 1 %を超え、かつ、10%以下の場合は、（１）から（３）までの試験で局所 SAR の最も高い測定値が得られたときの被測定機位置において、送信帯域の最大と最小の周波数について試験すること。さらに、局所 SAR の測定値を二の 3 に示された方法を利用することにより、吸収電力密度の指針値から局所最大 SAR に変換した値に対し 50%以上にある他の全ての条件に対しても同様に行うこと。

（５） 送信周波数帯域幅が中心周波数の 10%を超える場合は、（１）から（３）までの試験で局所 SAR の最も高い測定値が得られたときの被測定機位置において、以下の式を用いて測定数（試験する周波数の数）を決め試験すること。この際、送信帯域の最大と最小の周波数を含み、周波数間隔はできる限り等間隔にする

こと。さらに、局所 SAR の測定値を二の 3 に示された方法を利用することにより、吸収電力密度の指針値から局所最大 SAR に変換した値に対し 50% 以上にある他の全ての条件に対しても、同様に行うこと。

$$N = 2 \times \text{Roundup}(10 \times (f_h - f_l)/f_c) + 1$$

f_c : 中心周波数

f_h : 帯域内の最高周波数

f_l : 帯域内の最低周波数

N : 測定数

$\text{Roundup}(x)$: 変数 x を次の整数に切り上げる。

- (6) 全ての測定値の中から局所最大 SAR を決定し、3 に示された方法を利用することにより、局所最大 SAR から最大吸収電力密度へ変換すること。

2 測定手順の詳細

二の 1 で規定した一般条件について、さらに、以下の操作及び測定を実施すること。

- (1) ファントム外殻の内部表面から 5 mm 以内にあり、最小検出限界値より高い測定点（以下「参照点」という。）を 1 つ選び SAR を測定すること。可能な限り SAR 値が最大 SAR 値となることが見込まれる点を測定点とする。
- (2) ファントム内の SAR 分布を「粗い走査」により測定すること。測定間隔は $60/f$ [mm] (f は周波数[GHz]) であること。内部表面近くでの走査を行う場合は、電界プローブ検出部の中心とファントム内部表面の間の距離は、 $\delta \ln(2)/2$ [mm] 未満（偏差 $\pm 0.5\text{mm}$ ）の範囲内にあること（ δ は平面波の浸透深さ、 $\ln(x)$ は自然対数）。全ての測定ポイントにおいて、表面の法線に対してプローブの角度が、人体（側頭部及び両手を除く。）ファントムで 5° 以内（許容誤差 1° ）、人体側頭部ファントムで 20° 以内（許容誤差 1° ）であること。
- (3) 得られた SAR 分布から、SAR 値が最大となる位置、SAR 値が最大 SAR 値の 63% 以上となる全ての SAR の位置を割り出すこと。この手順は、局所最大 SAR 値の検索を行うために必要である。最大 SAR 値となる位置において、次の（4）及び（5）の手順を行う。また、このときの局所 SAR 値が二の 3 に示された方法を利用することにより、吸収電力密度の指針値から局所最大 SAR に変換した値の 63% 以上になる場合に限り、SAR 値が最大 SAR 値の 63% 以上となる全ての位置においても、次の（4）及び（5）の手順を行う。

- (4) 最小寸法が $22\text{mm} \times 22\text{mm} \times 22\text{mm}$ である体積内において SAR を「立方体走査」により測定すること。立方体走査において、測定間隔は $24/f$ [mm]以下 (f は周波数 [GHz]) とする。ただし、深さ方向の測定間隔は $10/(f-1)$ [mm]以下とする。垂直方向に可変間隔を利用する場合は、ファントム外殻に近い2か所の間隔は $12/f$ [mm] (f は周波数[GHz]) 以下とする。それ以外の間隔は、隣接する間隔に対して 1.5 倍を超えない割合で間隔を増加することができる。可変間隔を用いる場合、測定で用いるのと同じ間隔で外挿方法を試験すること。電界プローブ検出部の中心とファントム内部表面との最大距離は、 $\delta \ln(2)/2$ [mm]とすること (δ は平面波の浸透深さ、 $\ln(x)$ は自然対数)。立方体走査の領域の底面の中心を検出された最大 SAR 値の位置に重ねること。全ての測定ポイントにおいて、ファントム外殻内側表面の法線に対してプローブの角度が、人体（側頭部及び両手を除く。）ファントムで 5° 以内（許容誤差 1° ）、人体側頭部ファントムで 20° 以内（許容誤差 1° ）であること。
- (5) 測定系の補間及び外挿機能を使って、質量平均に必要な空間分解能における局所 SAR 値の最も高い測定値を求める。
- (6) (1) の参照点にて SAR 測定を再度行うこと。この測定値と、(1) で得られた測定値とを比べて2つの測定結果の差が5%以内の場合は、不確かさで評価する。5%より差がある場合は、IEC/IEEE 62209-1528 に従い補正を施すこと。

以上の条件を含む測定の基本手順を図3及び図4に示す。なお、これらの測定の基本手順は、人体側頭部ファントム又は人体（側頭部及び両手を除く。）ファントムを用いる場合に適用する。

図3 測定の基本手順

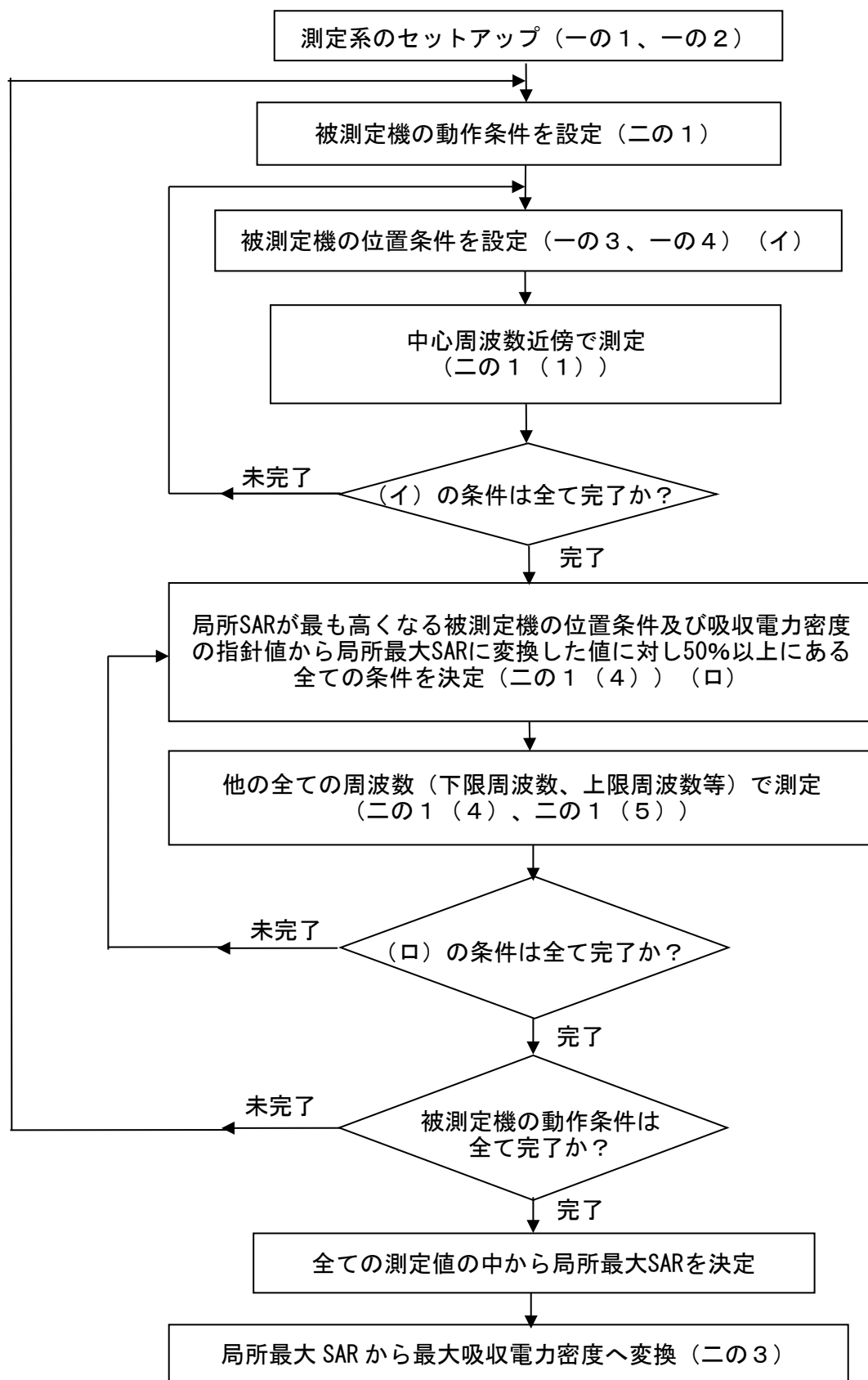
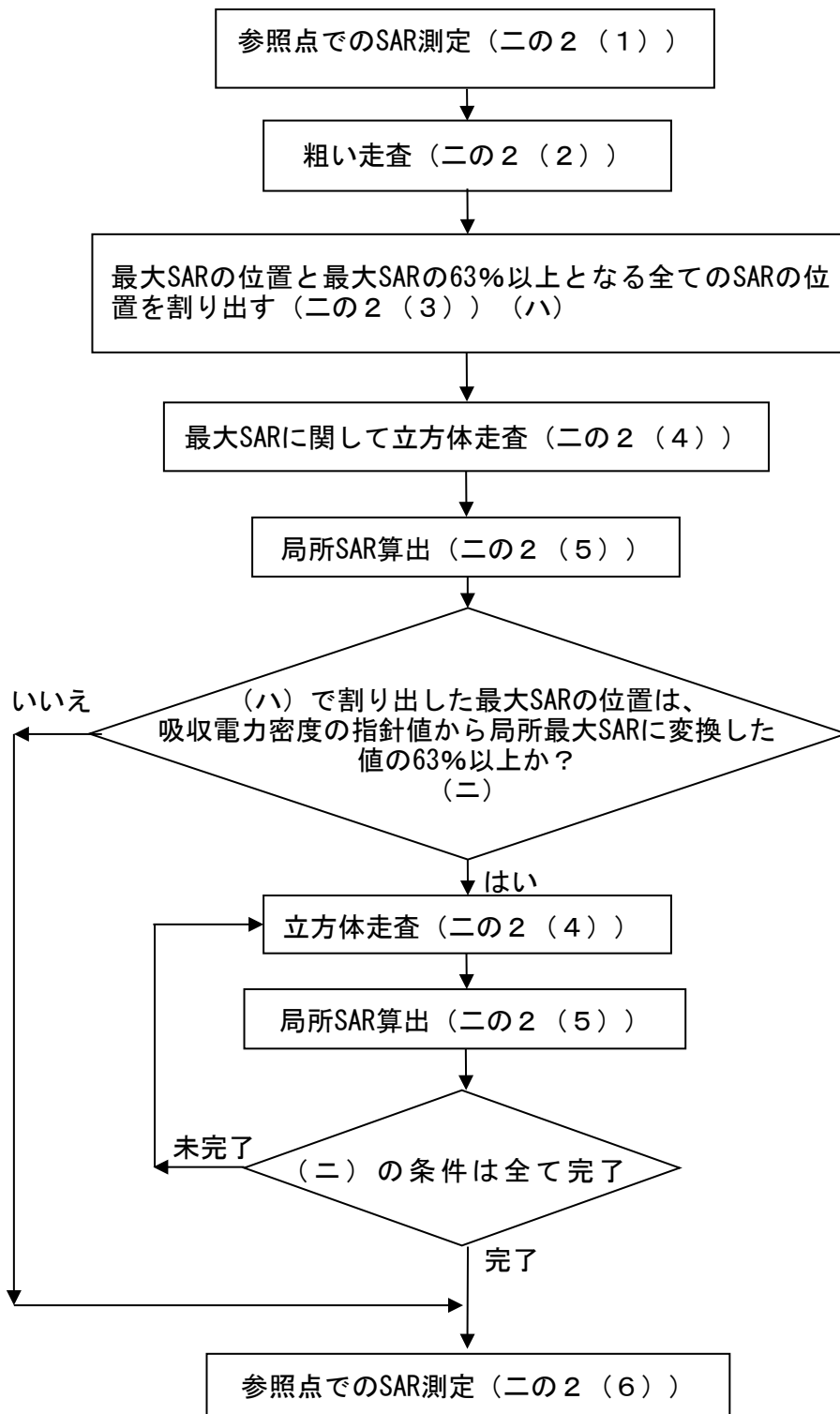


図4 測定手順の詳細



3 最大吸収電力密度の算出

最大吸収電力密度は次式により算出する。

$$APD_{A_{av}} = SAR_M \times F_{A_{av},M}$$

$APD_{A_{av}}$: 平均化面積 A_{av} における最大吸収電力密度

SAR_M : 平均化質量 M における局所最大 SAR 値

$F_{A_{av},M}$: 局所最大 SAR (平均化質量 M) から最大吸収電力密度 (平均化面積 A_{av})

への変換係数

変換係数 $F_{A_{av},M}$ は次表に適合するものであること。

A_{av} [cm ²]	M [g]	$F_{A_{av},M}$ [kg/m ²]
4	8	20

[別表三] 評価

一 不確かさ

吸収電力密度は局所 SAR を測定し変換係数を乗じることで求められるため、測定の不確かさは局所 SAR を測定し得られた不確かさと変換係数の不確かさを用いて計算する。局所 SAR を測定し拡張不確かさが 30%を超えた場合は、次式により最大吸収電力密度の測定値を補正する。

$$APD_{corrected} = APD_{meas}(1 + U_{meas} - U_{lim})$$

$APD_{corrected}$: 補正後の最大吸収電力密度値

APD_{meas} : 最大吸収電力密度の測定値

U_{meas} : 拡張不確かさ (真数)

U_{lim} : 拡張不確かさの規定値 (真数)

二 評価方法

測定結果を許容値と比較する。測定値が許容値以下である場合、被測定機が許容値を満足しているものと判定する。なお、局所 SAR 測定の拡張不確かさが 30%を超えた場合は、一に規定する式により吸収電力密度値を補正し、補正した吸収電力密度値と許容値とを比較すること。また、被測定機から発射される電波の帯域が 6 GHz 以下の周波数を含む場合は、吸収電力密度及び局所 SAR の両方の測定値がともに対応する技術基準の許容値を満足すること。